

次期茨城県消費者基本計画（第4次）の策定方針等について

1 茨城県消費者基本計画について

(1) 計画の位置づけ（策定根拠）

茨城県消費生活条例に基づき、知事が本県の消費者政策の推進に関する基本的な計画を定めるもの（H20.3 第1次計画策定）。また、同計画の一部（「消費者教育の充実強化」）については、本県の消費者教育推進計画としても位置付けている（H26.3月～）。

◆茨城県消費生活条例【抜粋】

第5条 知事は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画を策定するものとする。

◆消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）【抜粋】

第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 第3次計画（現行計画）の概要

○計画期間：H28年度～R2年度〔5年間〕 ※県総合計画に合わせる形で1年延長
5つの基本方針に基づき関連項目（18項目）を設定し、消費者施策（104施策）を展開

<基本方針>

- 1 安全・安心な消費生活の確保
- 2 消費者被害の未然防止・救済
- 3 消費者の自立の支援（※「消費者教育の充実強化」を含む）
- 4 多様化・複雑化する消費者問題への対応
- 5 環境に配慮した消費生活の推進

2 県総合計画における消費者行政の位置づけ

上位計画である県総合計画においては、基本計画の4つのチャレンジのうち、「Ⅱ 新しい安全安心」の中で、以下のとおり、消費者行政について位置付けている。

「政策9 安心して暮らせる社会」－「施策（4）消費生活と食の安全確保」

- ①消費者被害を未然に防止するため、最新の消費者被害情報等を収集・提供するとともに、若者や高齢者など各世代に対応した消費者教育を推進するほか、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を実施します。
- ②消費者被害の拡大を防止するため、県及び市町村の消費生活センター等において県民が身近に相談できる体制の充実や消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、法令に違反した取引や表示を行った事業者に対する指導や取締りを行います。

※県総合計画は現在改定中であるが、全体的に簡素化する方針としており、消費生活行政に関する内容も、どの程度簡素化するかは未定。ただ、県の目指す方向性は変わらない予定。

3 次期計画の策定方針等について

<策定方針>

- 消費者基本計画については、県総合計画の部門別計画としての性格も持ち、施策の方向性は県総合計画と同じであることから、県総合計画の消費者行政に関する部分を、「消費者基本計画（第4次）」として位置付ける（県総合計画の一部に代える）。併せて、その一部を本県の「消費者教育推進計画」として位置づける。

- 消費者行政施策を計画的に推進するためには、これまで同様、毎年度、各事業の進捗状況等を把握し、事業効果を検証するなど評価を行い、進行管理をしていく必要がある。そこで、進行管理にあたっては、これまでと同様、各事業の進捗状況等の把握・評価を行い、消費生活審議会に報告するとともに、広く県民に公開することを継続して実施していく。

- 進行管理を行う施策は、消費者行政に直接関連するものに特化した上で行うこととし、その他関連する施策については、担当課で引き続き推進することとする。（一部、関係する箇所については他課も含む） →資料1—1、参考資料1

- また、数値目標については、施策を整理したことにより、本数が少なくなることから、新たな指標を設ける方向で検討することとしたい。 →資料2

(参考) 次期計画及び進行管理のイメージ

< 現行計画 >

◆茨城県消費者基本計画（第3次）

※下線部分は消費者教育推進計画としても位置付け

基本方針1 安全・安心な消費生活の確保

- (1) 商品・サービスの安全性の確保★
- (2) 食品等の安全性の確保
- (3) 規格・表示・計量の適正化★
- (4) 事業者指導の実施★

基本方針2 消費者被害の未然防止・救済

- (1) 消費者被害の未然防止★
- (2) 消費生活相談体制の充実★
- (3) 消費生活相談員等の育成★
- (4) 消費者問題の早期解決★

基本方針3 消費者の自立支援

- (1) 消費者ニーズの把握★
- (2) 消費者への情報発信★
- (3) 消費者教育の充実強化★
- (4) 多重債務問題への対応★

基本方針4 多様化・複雑化する消費者問題への対応

- (1) 消費者の特性に応じた被害防止・救済のための支援★
- (2) 高度情報通信社会への対応★

基本方針5 環境に配慮した消費生活の推進 (★)

- (1) 地球温暖化防止活動の推進
- (2) 循環型社会の形成
- (3) 水環境にやさしいライフスタイルの推進
- (4) 環境学習の推進

< 次期計画 >

◆茨城県消費者基本計画

[県総合計画の一部を消費者基本計画に位置付け]

県総合計画（次期計画）（案）

- －II 「新しい安心安全」へのチャレンジ
- －政策9 安心して暮らせる社会
- －施策（2） 安全な暮らしの確保

①消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者教育や消費生活センター等における相談体制の充実、事業者への指導・取締りを推進します。

◇施策の推進（進行管理）

・主に消費者行政に直接関連する項目（左記★印を付した生活文化課・消費生活センターが主に所管する施策）を対象に、施策の取組内容等を設定し、具体の施策の推進を図る。

◇県総合計画（関連施策）及び他部局の計画との連携

・現行で位置づけを行っていた関連施策（★印以外）については、県総合計画（関連施策）及び他部局の計画との連携により推進を図ることとする。

<参考> 県総合計画（現行計画）

- －II 新しい安全安心
- －政策9 安心して暮らせる社会
- －施策（4） 消費生活と食の安全確保

①消費者被害を未然に防止するため、最新の消費者被害情報等を収集・提供するとともに、若者や高齢者など各世代に対応した消費者教育を推進するほか、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を実施します。

②消費者被害の拡大を防止するため、県及び市町村の消費生活センター等において県民が身近に相談できる体制の充実や消費生活相談員の資質の向上を図るとともに、法令に違反した取引や表示を行った事業者に対する指導や取締りを行います。